

美浜発電所3号機および大飯発電所3、4号機の常設直流電源設備
に関する設計及び工事計画認可申請について

2021年4月23日
関西電力株式会社

当社は、本日、美浜発電所3号機および大飯発電所3、4号機の常設直流電源設備^{*}の設置について、設計及び工事計画認可申請を原子力規制委員会へ行いました。

当社は今後、原子力規制委員会の審査に真摯かつ的確、迅速に対応し、常設直流電源設備の早期の完成を目指します。

※新規規制基準に基づき、重大事故等の対応に必要な設備に電気の供給を行うため、これまでに、既設の安全系蓄電池（1系統目）の耐震補強や可搬型直流電源設備（2系統目）の配備が行われている。これらに加え、特に高い信頼性を有する常設直流電源設備（3系統目）の設置が求められており、その設置期限（法定猶予期間）は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」において、本体施設の工事計画認可（美浜発電所3号機：2016年10月26日、大飯発電所3、4号機：2017年8月25日）後5年以内と定められている。

以上

添付資料：美浜発電所3号機および大飯発電所3、4号機の常設直流電源設備
設置工事について（概要）

美浜発電所3号機および大飯発電所3、4号機の 常設直流電源設備設置工事について(概要)

1. 概要

重大事故等の対応に必要な設備に電気の供給を行う、特に高い信頼性を有する常設直流電源設備(3系統目)を設置する。

〔常設直流電源設備(3系統目)は、本体施設の工事計画認可※から5年間の経過措置期間(法定猶予期間)までに設置することが要求されている。〕

※ 美浜発電所3号機 : 2016年10月26日
大飯発電所3、4号機 : 2017年 8月25日

2. 設計及び工事計画認可申請の経緯

(美浜発電所3号機)

2018年 4月20日 原子炉設置変更許可申請
2020年 7月 8日 原子炉設置変更許可
2021年 4月23日 設計及び工事計画認可申請

(大飯発電所3、4号機)

2018年 3月 8日 原子炉設置変更許可申請
2020年 2月26日 原子炉設置変更許可
2021年 4月23日 設計及び工事計画認可申請

3. 工事概念図

